

留萌ロータリークラブ 2006▶2007 WEEKLY REPORT

会長/中川 勝美 幹事/対馬 健一

会報



率先しよう

2006~2007年度
国際ロータリーのテーマ

No. 2272 第33回 3月14日

留萌ロータリークラブ会長テーマ
魅力ある明るく楽しいクラブは、
ロータリーを知り、
会員家族との親睦から

プログラム

- 本日
来賓卓話「支庁制度改革について」
北海道留萌支庁参事 濱口登代喜様
- 次週予定
ー法定休会ー

- 会員誕生日
- 3月14日 遠藤 光一
 - 3月18日 原田 功
 - 3月24日 越野 俊興
- ご夫人誕生日
- 3月19日 吉田真知子

- 結婚記念日
- 3月15日 西谷 恭治
 - 3月21日 中川 勝美
 - 3月23日 高田 潔
 - 3月23日 明澤 正樹
- 特別慶祝(還暦)
- 3月14日 遠藤 光一

出席委員会報告

前例会	会員総数	51名
	出免会員	7名
	欠席会員	13名
	出席率	70.45%

前々回	第30回 2月21日	
	欠席会員	0名
	メイクアップ	0名
	修正出席率	100%

例会/毎週水曜 12:15~13:15 留萌産業会館2F

会長報告

- 3月3日(土)に行われた地区財団奨学金委員会主催のオリエンテーションに、村上沙織さんのカウンセラーである田中会員に出席して頂きました。村上さんも励みになったと思います。田中会員ご苦労様でした。また、地区財団国際親善奨学金委員会の瀧川教授より村上さんは予想通りの優秀さを発揮しているとのメールを頂きました。
- 3月1日、第9回定例理事会及び第5回クラブ協議会を開催し、理事会にて5件の審議事項が承認されました。
 - ・3月のプログラムの件。また、3月28日の例会は情報委員会によるご夫人と共に情報夜間例会兼慶祝例会。(深瀬会員の金婚式、西谷(恭)会員の還暦祝い)

- ・会計より1月末の収支決算について。
- ・IM実行委員会より会費の件。
- ・留萌クラブのスポンサークラブである旭川西RCより創立50周年記念式典のご案内の件。
 - クラブよりご祝儀と私と澤田ガバナー補佐が出席予定。
- ・オロロンウィンタートライアスロン実行委員会より第4回大会開催の協賛金の件。

幹事報告

- 1) 創立46周年記念の新聞広告の件で皆様に事前に通知していませんでしたが、今年度は予算の関係上理事会にて掲載を見送る事にしました。ご報告を忘れご心配をお掛け致しました。

- 2) 2510地区 G S E 委員会より2005～06年度行事報告を受領。回覧いたします。
- 3) スポンサークラブの旭川西 R C より創立50周年記念式典のご案内を受領。4月14日(土)旭川グランドホテルで開催、3月15日が申し込み締め切りです。出席希望者は幹事まで。回覧いたします。

例会及び日時変更

- ・妹背牛 R C 3月7日の例会は夜間例会のため18時に変更。
- ・深川 R C 3月27日の例会は夜間例会。

会報受領先

- ・深川 R C 2346号～ 2348号
- ・羽幌 R C 1344号～ 1347号
- ・妹背牛 R C 今年度 27号～ 30号

ゲスト

北海道留萌支庁

参事 濱口登代喜様

委員会報告

情報委員会

高田委員長

3月28日の夜間例会はテーマをいきいきロータリー家族(あなたの健康の秘訣を教えて)と題して開催いたします。会費は2000円(本人のみ)

今回はご夫人も気軽に参加できるテーマとしました。軽装で参加し、食事をしながら日頃実践している健康の秘訣を話し合ってくださいと思います。出欠は3月15日までに私までお願いします。

愛好会

ゴルフ愛好会

大嶋愛好会幹事

本日午後6時30分よりいちばんかんにて今年度の納会及び遅くなりましたが新年会を開催いたします。愛好会会員は忘れずに参加して下さい。

麻雀愛好会

齊藤愛好会会長

第7回麻雀大会を3月14日午後6時30分より開催いたします。会員の方は振るって参加お願いします。場所はスナックいふです。

P C 愛好会

田中愛好会幹事

第2回エクセル講習会を3月27日に開催いたします。時間は午後6時30分、場所は前回と同じ河部会員の会社事務所です。講師は河部 I T 委員長です。飲み物と軽食を用意しておりますので、徒歩にて参加して下さい。会費は無料です。

3分間情報

情報委員会

河部委員

(1999～2000年度国際ロータリー会長 カルロ・ラビツァ)の「私がロータリアンになっている理由」というお話の中で、私どもと共通している部分がありますので紹介いたします。

私は富裕な地域に生まれ、建築家として職業においても充実し、成功も収めていました。家庭も愛情と相互理解に包まれていました。

しかし、ロータリークラブへ入会する前は地域社会のために広範に活動する機会を持ちませんでした。

ロータリークラブへ入会したのちに同志と共に地域社会に貢献出来るようになり、ロータリーを通じて人々に奉仕することで自分が謙虚になり、救済と援助を求める人々の声がこれまで以上に、深く理解できるようになりました。

(1999～2000年度国際ロータリー会長 カルロ・ラビツァ)

(長崎東ロータリークラブ 雑誌委員会から)

ニコニコBOX

- 田中会員にDVD作成その他ご協力に感謝します
澤田会員
- 麻雀大会優勝
山本会員
- 麻雀大会1位
渡邊会員

前 回 855,000円
今 回 6,000円
累 計 861,000円

プログラム

「道州制について」

北海道留萌支庁

参事 濱口登代喜 様

日頃より私どもの地域調整関係の業務に対し格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。今週と来週の2週にわたり、道州制と支庁制度改革の説明をさせていただきます。本日は、地域主権型社会の実現に向けた道の取組みの中でも「道州制」について説明をさせていただきます。説明に当ってはお手元にお配りしております資料に基づいて説明してまいります。

では、何故この様な地域主権の取組みが必要なのかと申しますと、それは各自治体やそれを取巻く環境が大きく変化してきており、それらの変化に適切に対応して行くには、地域社会のあり方を変えていかなければならなくなったからであります。皆様もご存じの通り社会を取巻く環境の変化の主なものとして、少子高齢化と人口減少という問題がございます。これまで道内の人口は、進学や就職に伴って人口が道外に流出する社会減が問題となっておりますが、平成10年からは死亡者が出生者を上回る自然減が始まっています。この様な傾向が今後も続くとした場合、管内の多くの市町村で平成42年には平成12年に比べて、人口が6割以下になると予想されています。

また次に、急速な高齢化も進んでおります。平成42年の管内の高齢化率には殆どの市町村で30%を超えると見込まれており、急速な高齢化の要因でもある少子化も大きな問題となっております。



ります。皆様もご存知の通りテレビでも有名になった夕張市がございますが、これと同じように次に問題になるのが、国や道そして市町村の財政状況の悪化です。国、地方を通じて深刻な問題となっております。

この様に取巻く環境が変化する事によってこれまでどおりの対応が難しくなっており、サービスを必要とする高齢者が増加する一方で、少子化によってサービスの担い手が減少し、国、地方ともに財政が厳しくなって今まで通りサービスの水準を維持するのが難しくなっています。それぞれの地域の置かれた状況は異なっているのが現実であって、それを全国一律に何とかしようとしても無理があります。そこでそれぞれの地域にあわせて、地域が自ら考え、決断して取り組んでいく事が大切になります。その取組みこそが「地域主権」の取組みであり、その様な自治の場を実現していくのが「道州制」であると考えております。

日本は明治以降、国の主導の元に欧米諸国に追いつくためにその技術や制度を国全体に広げる事で生活水準を向上させ、大きな成果を上げてきました。しかし社会が成熟化するに従ってこれまでの全国一律の仕組みでは、地域の実情に合わなくなってきており、この仕組みによる弊害が目立つようになってきました。地域の問題は地域の人々が主体性をもって考え、自ら活動する事が大切で、その様な取組みが地域の活力を生み出すことになるからです。この様な考え方に立って道としては、「地域主権型社会」の構築を進めることに致しました。道ではこの様な地域主権型社会に相応しい自治の形の総称と

して「道州制」と呼んでおります。

道州制の基本的考え方としては、出来るだけ住民に近い所で物事が決まり、取組みが行われて行くようにすると言う事です。つまり、行政区分でいくと国や都道府県ではなく、住民に最も近い市町村が主体となって決定し、取組みを進めていく事が出来るようにするという事です。道州制の制度設計の基本的考え方として、道ではこれまでの「都道府県」に変えてより広域的な自治体として「道州」を設置して、基礎的自治体である「市町村」、広域的自治体の「道州」、そして国という3層制で日本を変えていこうと考えているものです。今までの都道府県が単に道州に名前を変えるのではなく、役割分担を大きく変えるということなのです。今まで国が大きな権限を持っていましたが、それを国が携わるのは外交、防衛、年金などの国家的な役割に限定し、広域的な社会資本整備や広域的な産業政策、雇用政策、高度医療などは道州が担うというものです。ただし、道州制の一番重要な事は、行政面の役割は基礎的自治体が最も大切で、住民生活に関わる問題は殆どが市町村の権限で出来るようにすることです。当然それに見合った財源も保障されるという事です。道州制というと「国」、「道」が権限争いをしていて、市町村には直接関係ないと受け止められがちですが、市町村こそが道州制の主役であると理解して欲しいと思います。

道州制を考えた場合、基礎的自治体である市町村の体制強化とともに忘れてはならないのは地域コミュニティや住民自治が何より大切になると言う事を忘れてはなりません。先に述べた人口減少、少子高齢化の急速な進展という情勢の変化に適切に対応するためにも、地域コミュニティの活動をいかに活性化していくのかという事が重要な課題となります。住民のニーズが多様になり、専門的になる中で全てのサービスを担うと言う事は、財政面やマンパワーの面から考えても無理があります。やはり地域住民との協働の取組みが重要になってきます。

では、市町村、道州、国の役割分担を変えれば地域のことは地域で決められるようになるの

かと言うと、そうはなりません。道州、市町村が行う業務の多くは、法令等に基づくものが多いが、国の段階でその法令によって行うべき事が事細かく決められていけば、業務の執行にあたっての道州や市町村の裁量の余地は無くなってしまいます。地域主権に大切なことは、単なる事務事業の執行権限ではなく、企画立案の権限をもってその役割を担うのが重要です。従って、道州制を導入するにあたっては、法令の廃止や見直しを行い、具体的な執行については道州や市町村が条例を定めて出来るようにすることが必要になります。

これまでは道州制の役割分担、権限についてお話をしましたが、今度は財政的な面から検討してみたいと思います。我が国の財政は最終支出ベースでは国2：地方3、租税収入は国3：地方2となっています。この乖離を地方交付税と国庫補助金で埋めています。地方交付税は地方固有の財源であり、用途は地方自治体で決定できるが、補助金は所管省庁の基準に基づいて執行する「ひも付き財源」であり、全国一律の基準が地域の実情に合わず、効果的、効率的な執行を妨げる側面がある。また、補助金の事務が多大で人員、コスト面で大きな問題となっています。この様な中で平成14年度から国庫補助負担金の廃止、地方への税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に行う三位一体改革が進められてきました。結果としては3兆円規模の税源移譲は認めましたが、補助金改革については補助率の引き下げ等が大半で、依然として国の関与が残る事となったのは不十分な結果となりました。現在主要な地方税となっているのが、個人住民税、法人二税、地方消費税、固定資産税があるが、地域による偏在がある。比較的偏在度が低いのが地方消費税であることから、消費税を中心に地方への税源移譲する必要があります。道州制における税財政制度としては、地域の事を地域で決めるためには、その役割に見合った財源を地方税で賄う事が理想であるが、それが無理な場合、財源保障、財政調整の仕組みが必要となると考えられます。

望ましい基礎的自治体としては、現在市町村

合併の検討が進められていますが、サービス提供と効率の行政運営の2つの観点から考えた場合、道州制の下での市町村規模としては5万人～10万人程度で、区域としては第2次保健医療福祉圏が1つのイメージとして考えられます。

では道州の規模、区域をどう考えるのかと申しますと、これは道州がどのような役割を担うのかと言う事に関わってきますが、一般的には現在の都道府県よりも広域的な区域で設定する事が検討されています。ただ、道だけは道州制において1つの区域として単独で検討されています。

道が目指す道州制の実現に向けた取組みについてですが、その取組みの1つが「道州制特区」の取組みがあります。道州制特区は道州制を展望して、国から道や市町村への権限移譲や先行的に実施して道州制の効果を実感してもらうための取組みです。道として制度的な裏づけとして法律を制定する事を国に対して強く求めてきましたが、その結果、昨年12月13日に道州制特区推進法が国会で可決されました。この法案の目的は、地方分権の推進が明記されており、道からの提案に基づき、権限移譲等を積み重ねていくシステムを法的に構築、また道からの提案に対して遅滞なく対応することを政府に義務付けた点についても評価に値します。道州制特別区域計画の作成では、道は基本方針に基づいて権限移譲をうけたい施策の内容等を定めた計画を関係市町村に聞き、さらに道議会の議決を経て作成し、公告することになります。権限移譲に係る施策についてはこの計画に盛り込まれる事により初めて特例措置の適用となり、権限の移譲を受ける事ができるが、この計画への国の同意は不要とされており、地方の自主性、裁量性に配慮した内容となっています。

権限移譲される項目では8つの項目があり、1. 調理師養成施設の指定。2. 国または独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関の指定。3. 鳥獣保護法に係る危険猟法の許可。4. 商工会議所に対する監督の一部。5. 民有林の直轄土治山事業の一部。6. 直轄通常砂防事業の一部。7. 二級河

川に係る直轄事業。8. 開発道路に係る直轄事業。がある。なお5～8は交付金が交付されず。この法律の施行期日は移譲する権限によって分かれ、1～4は平成19年4月1日。5は平成19年度以降。6～8は平成22年度以降となっています。

皆さんも日頃仕事を進める上で、国の規制や権限がネックになって地域での取組みの足かせとなっているとか、顧客からの要望に応じられないなどの事案があれば、第2弾の提案に向けてどんなものでも良いのでアイデアを寄せて欲しいと思います。いずれにしても、この法律に基づいて道がしっかりと取組むことが必要であり、道の取組みの結果が今後、国全体の道州制の検討を左右することにもなりますので、道の責任は大変重いものになります。

本日お話しした道州制の導入は単に地方自治のあり方を変えるばかりではなく、国全体の統治のあり方に関わる問題であり、長期的な検討が必要になると見込まれます。今後、国においても本格的な検討が進められていく予定であり、地方においても十分に検討を重ねて国に意見を反映していく必要があります。

以上道州制について概略を話させて頂きました。次週は支庁制度改革についてはなしをさせていただきますが、質問などについては次週受けたいと思います。本日はありがとうございました。

第32回 3月7日(水) 天候/雪

国際ロータリー 2007年～08年度奨学生

■最終オリエンテーション・プログラム■

札幌市 NTT北海道セミナーセンター

平成19年3月3日～4日 (受付 14:30～15:00)

第1部オリエンテーション

- 15:00 開会の挨拶(委員長)
- 15:05 出席者紹介(奨学生以外)
- 15:08 奨学生自己紹介・現状報告
- 15:30 学友会からの言葉
- 15:45 スポンサークラブ・カウンセラーからの言葉
- 16:00 これからの準備について(委員長)
- 16:15～16:30 休憩
- 16:30 留学中の保険について
(ふくし保険マネージメント)
質疑応答
- 18:00～19:30 夕食・休憩

第2部 ケーススタディ

- 19:30 学友の経験談
(06-07清水孝俊、松永理恵、
内本智子)
 - 20:00 質疑応答
 - 21:00 解散・自由懇談時間
- 4日
- 7:00～8:30 朝食
 - 9:30 解散

■最終オリエンテーション出席者名簿■

07～08奨学生(指定国・期間・スポンサークラブ)

ドイツ・3ヶ月・札幌手稲 宮崎 悠
合衆国・6ヶ月・札幌大通公園 清水 侑
新札幌 厚谷 若菜
合衆国・1年・留萌 村上 沙織
スイス・マルチイヤー・江別 島垣 潤二
カナダ・マルチイヤー・小樽 荒生 聖乃
カナダ・マルチイヤー・札幌幌南 柳沢ゆかり

スポンサークラブ・カウンセラー(顧問ロータリアン)

留萌 田中 公一
札幌手稲 中川原 憲
札幌大通公園 高橋 宏

財団学友(年度・留学国・スポンサークラブ)

学友会会長(90-91・GSE・豪州・小樽南)
白幡 博信

学友会副会長(00-01・1学年度・メキシコ・札幌東)
梶川 裕史

学友会幹事(01-02・3ヶ月・豪州・北広島)
新発田恵美子

(06-07・6ヶ月・カナダ・札幌あけぼの)
松永 理恵

(06-07・6ヶ月・フランス) 内本 智子
(06-07・3ヶ月・ドイツ・札幌東)

清水 孝俊

国際親善奨学金委員会

委員長 瀧川 哲夫

次年度委員長(91-92・英国1学年度・札幌真駒内)
菅原 秀二

委員 丹羽 祐而

委員 高橋 麗秋

委員 増田 幸久

